

特 別 支 援 教 育

1 特別支援学級の設置

軽度な障害のある児童・生徒のために、小・中学校には、次の特別支援学級が設置されている。

○知的障害学級 ○自閉症・情緒障害学級 ○肢体不自由学級 ○病弱・身体虚弱学級

これらの学級では、基本的には小学校や中学校の学習指導要領にそった教育が行われているが、児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じて特別な教育課程できめ細やかな配慮のもとに指導が行われている。

○小学校（13 校中 13 校に 33 学級）

秩父第一小	花の木小	西小	南小	尾田蒔小	原谷小	久那小
知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 身虚	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 肢体	知的
高篠小	大田小	影森小	吉田小	荒川東小	荒川西小	
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒 肢体 身虚	自閉・情緒	

○中学校（8 校中 7 校に 15 学級）

秩父第一中	秩父第二中	尾田蒔中	高篠中
知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒
大田中	影森中	吉田中	荒川中
	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒	知的 自閉・情緒

2 通級による指導

言語障害、難聴、LD、ADHD 等の児童に対して、通常の学級に在籍しながら、一人一人の障害の応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行っている。

秩父市には、秩父第一小学校に「言語・難聴通級指導教室」、花の木小学校と原谷小学校に「発達障害・情緒障害通級指導教室」が設置されている。

3 就学相談

(1) 秩父市障害児就学支援委員会

特別支援教育の充実及び振興を図るため、秩父市障害児就学支援委員会条例に基づき、秩父市障害児就学支援委員会が設置されている。

(2) 定期就学相談

小学校に入学予定の幼児を対象とした、秩父市教育委員会の主催による定期就学相談を通年実施している。

4 特別支援教育

(1) 校内の特別支援体制の整備

LD、ADHD、高機能自閉症等と思われる児童生徒の理解と支援に努める。

(2) 校内委員会の設置

特別な教育的ニーズに応じた支援・指導についてチームで検討するために校内委員会を設置する。

- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒への早期の気付き
- ・ 実態把握と学級担任等の指導、支援方策の検討・立案・実施
- ・ 校内関係者や保護者、関係機関との連携による個別の教育支援計画や個別の指導計画の立案・作成
- ・ 全教職員への共通理解と校内研修の実施

(3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、担任への支援、校内委員会の運営や推進役としての役割を果たす。

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、特別支援専門家チーム、巡回相談員、特別支援学校、医療、福祉等の連携に努める。



学 童 保 育

1 秩父市立学童保育室

学童保育室とは、児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休み、土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を行う施設である。

(1)対象児童

小学校の児童で、次のいずれかに該当する場合。

- 保護者の労働などにより、昼間の時間に常時家庭が留守で、児童の保育ができない場合
- 保護者が疾病などにより、児童の保育ができない場合
- 保護者が家族の介護等により、児童の保育ができない場合
- その他の理由により、保護者が児童の保育ができない場合

(2)保育時間

学校の授業日	放課後から午後 6 時 45 分まで
学校の休業日等	午前 7 時 45 分から午後 6 時 45 分まで

(3)休室日

日曜日・祝日・年末年始・伝統文化に親しむ日
その他災害などにより臨時に休室する場合

(4)保育料

一人月額 4,200 円

2 放課後児童健全育成委託事業

放課後児童健全育成事業を、民営学童クラブに委託している。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ○原谷学童クラブ | (秩父市大野原 2966) |
| ○原谷第二学童クラブ | (秩父市大野原 2966) |
| ○原谷第三学童クラブ | (秩父市大野原 2788 番地 4) |
| ○かみたのキッズクラブ | (秩父市荒川上田野 994 - 15) |
| ○こもれびキッズクラブ | (秩父市上影森 130 - 6) |
| ○大畑アフタースクール | (秩父市大畑町 4 - 64) |
| ○寺子屋十三番本園 | (秩父市下宮地町 17 - 6) |
| ○寺子屋十三番分園 | (秩父市東町 26 - 7) |

3 私立学童保育室保育料補助

市立学童保育室と市内の私立学童保育室の公平性を図るため、私立学童保育室を利用した児童の保護者に対し、市立学童保育室の月額保育料との差額(2,300 円限度)を補助している。

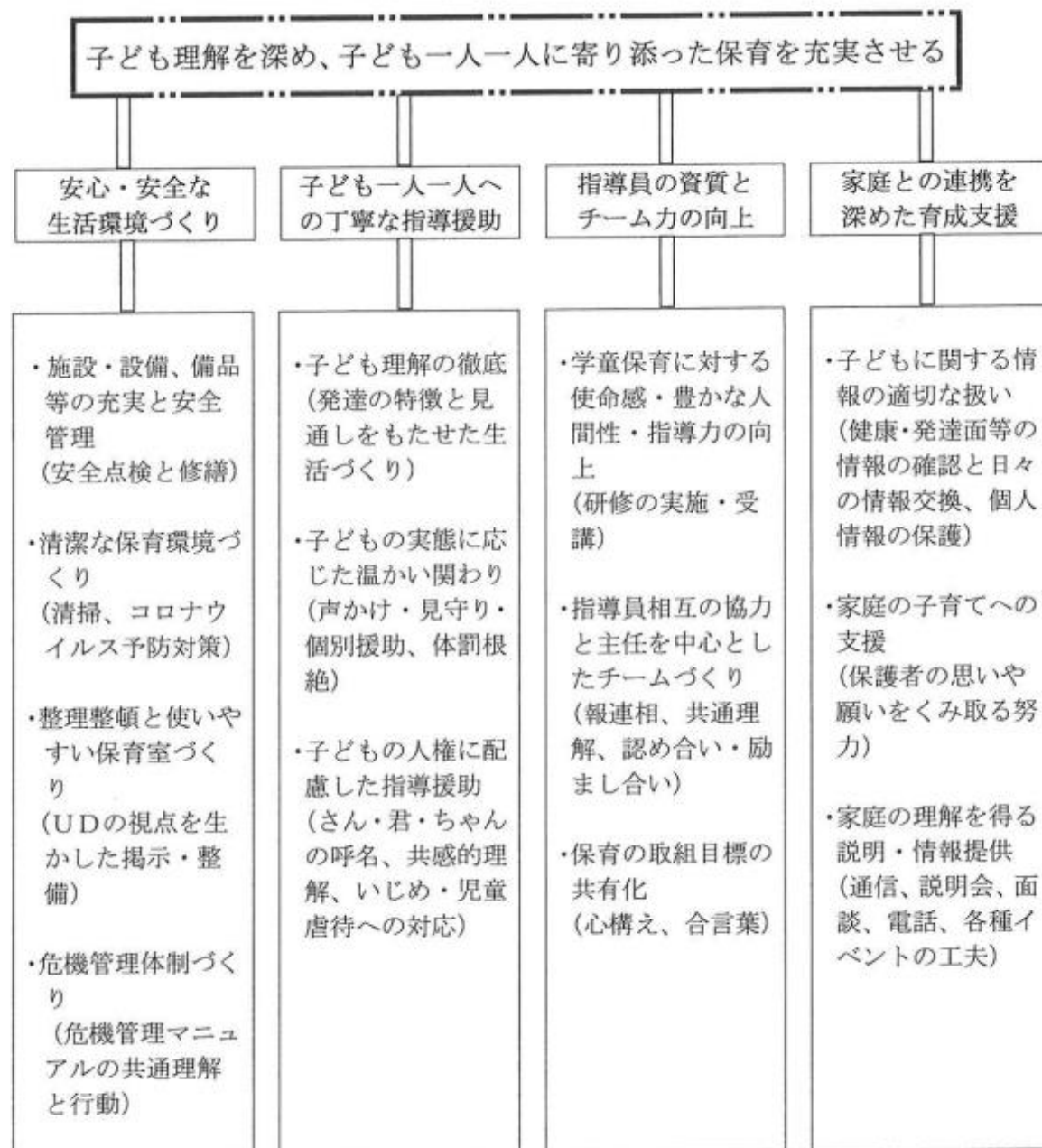
秩父市の目指す学童保育室運営方針

1 運営方針

保護者が昼間留守家庭等の学童に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その健全な育成を図る。

- (1) 学童が健康・安全・安心に活動し、保護者から信頼される保育に努める。
学童保育室では、全ての学童が健康・安全で、安心して過ごせることが最も基本である。したがって、学童の「健康・安全・安心」を最も大切にしたい保育に努める。
- (2) 学童保育室で生活する楽しさや喜びを学童が感じとれる保育に努める。
放課後から帰宅するまでの間、学童保育室は学童にとって貴重な生活の場である。したがって、ここに通う学童が「ああ、面白かった!」「楽しかった!」と心から感じる保育に努める。
- (3) 優しい心と規律ある態度を育む保育に努める。
年齢や生活体験の異なる学童が一緒に生活を送るのが学童保育室である。したがって、自分や他人を大切にしたい優しい心を育むとともに規律ある態度を育てる保育に努める。
- (4) 学習や読書活動等を適切に取り入れ、学習習慣の形成に努める。
学童にとって学習習慣を身につけることは重要である。帰宅までの生活時間の中に学習時間を位置づけ、学童が集中して宿題を中心とした学習に取り組める環境を整え、学習を含めた保育に努める。
- (5) 学童保育だからこそできる異年齢集団生活のよさが実感できる保育に努める。
同学年だけでなく、異学年の友達と一緒に遊んだり、体験活動をしたりする中で、異年齢を含めた集団生活のよさを実感させる保育に努める。
- (6) 整理整頓や清掃がなされ常に衛生的な保育環境の維持向上に努める。
清掃がなされている学童保育室は、衛生と健康に配慮している証であり、学童の心が整うとともに、安心して生活するための基本的な配慮事項である。
- (7) 学童の安全を守る意識で定期的に施設等の安全点検を行い事故防止に努める。
安全点検の視点を定め、学童の安全を常に守る意識で点検をし、危険箇所については速やかに修繕等をするとともに、学童への安全指導を行い、安全な環境づくりと事故防止に努める。
- (8) 学童の人権を大切に、家庭との密接な連携を深めた保育に努める。
学童の人権を大切にすることは、保育の基本である。学童一人一人を理解し、寄り添った保育を進め、保護者とともに学童の健全育成を図る保育を進める。
- (9) 学校・関係機関・地域との連携を深めた保育に努める。
学童一人一人の健全育成を図ることは、学童保育室だけでできるものではない。学童を取り巻く様々な課題を把握し、学校・関係機関・地域との連携・協力を深めて、より効果的な学童保育に努める。
- (10) 職員が使命感をもち、資質の向上とチーム力の向上を図り、効果的な保育に努める。
学童の健全育成のためには、職員が指導員としての使命感をもち、自らの資質の向上を図るとともに、職員同士が認め合い、協力し合い、チームとして団結して保育にあたることが重要である。

2 保育目標



学童保育室一覧表

R5.5.1現在

No	施設名	所在地	定員	在籍数	指導員数
		電話番号			
1-1	花の木第1学童保育室	花の木小学校内(上町二丁目21番37号)	60	52	6
		22-8333			
1-2	花の木第2学童保育室	花の木小学校内(上町二丁目21番37号)	40	36	5
		24-8583			
2-1	西第1学童保育室	西小学校内(金室町9番46号)	60	62	6
		23-5792			
2-2	西第2学童保育室	西小学校内(金室町9番46号)	40	40	5
		24-2780			
3	宮地学童保育室	秩父第一小学校内(上宮地町36番11号)	50	58	6
		23-3900			
4	影森学童保育室	影森福祉交流センター内(上影森759番地2)	50	35	6
		25-2230			
5	ぶこう学童保育室	影森公民館内(下影森184番地)	50	55	6
		24-8773			
6-1	高篠第1学童保育室	高篠小学校内(山田2619番地)	60	58	6
		22-5715			
6-2	高篠第2学童保育室	高篠小学校内(山田2619番地)	40	35	4
		24-5735			
7	南学童保育室	南小学校内(野坂町二丁目14番29号)	60	60	6
		25-0287			
8	尾田蒔学童保育室	尾田蒔小学校内(寺尾2375番地)	50	46	7
		24-7521			
9	久那学童保育室	久那小学校内(久那2183番地1)	30	17	4
		23-0033			
10	大田学童保育室	大田小学校内(太田1661番地)	30	24	4
		62-3956			
11	吉田学童保育室	吉田小学校内(下吉田3833番地)	70	68	7
		77-2777			
12	荒川学童保育室	荒川東小学校内(荒川上田野1755番地)	50	18	4
		54-1120			
学童保育室合計			740	664	82

秩父市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

1 コミュニティ・スクールとは？

学校運営協議会制度に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

秩父市では、平成30年度に市内すべての小・中学校がコミュニティ・スクールを導入しました。

コミュニティ・スクールは、学校運営の課題に対して広く保護者や地域の皆様が参画できる仕組みです。子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取り組みが充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていくと考えられます。

2 コミュニティ・スクールと「地域とともにある学校」づくり

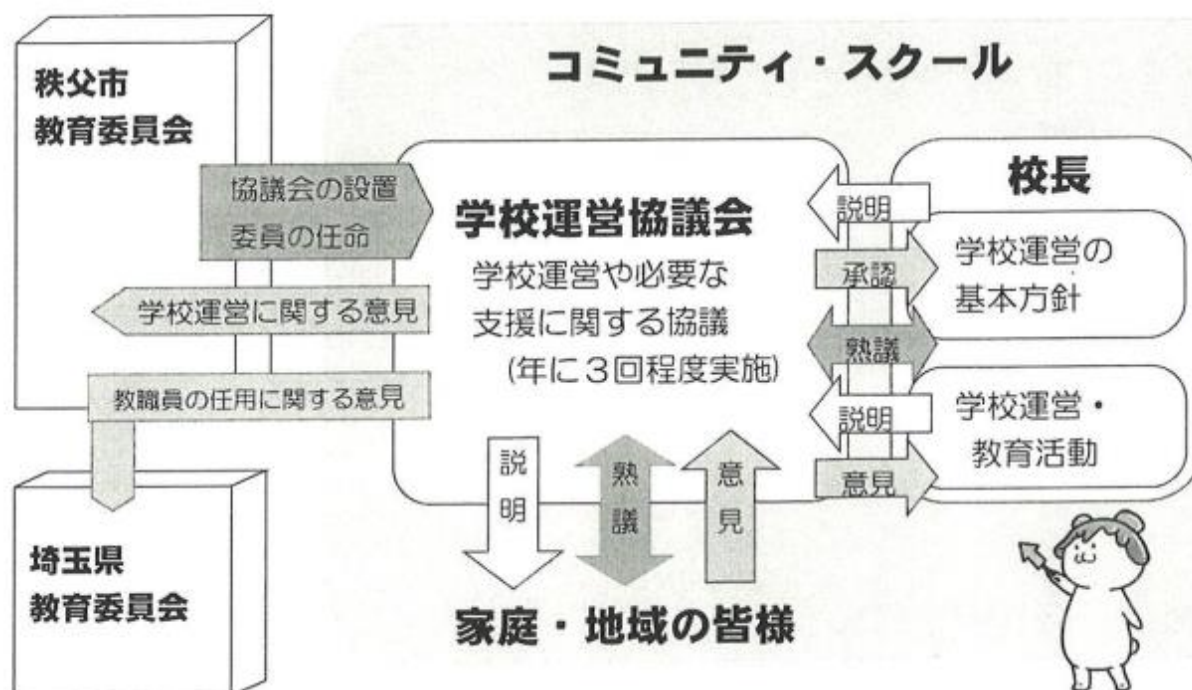
これからの地域を担う子どもたちを育てていくために、学校は「地域とともにある学校」として、地域の皆様と様々な活動を協働して取り組んでいます。

また、学校を地域のコミュニティづくりの中心として位置づけ、子どもと大人がともに学べる環境を作っていくことが求められています。これらの役割を担っているのが、コミュニティ・スクールです。

3 学校運営協議会の委員と運営

コミュニティ・スクールの中心となる学校運営協議会は、保護者、地域住民、校長、学識経験者などから、秩父市教育委員会が任命した、12人以内の委員から構成されます。委員の任期は2年とし、再任が可能です。会議は、定例の会議が年に3回程度行われ、公開を原則としています。地域の皆様の様々な意見を取り上げながら、コミュニティ・スクールを推進していきます。

コミュニティ・スクールの全体図



秩父市教育研究所

所 在 地

教育研究所事務局 秩父市熊木町 8 番 15 号（歴史文化伝承館 2 階）
電話 0494-22-2446 FAX 0494-23-9294
教育相談室 秩父市阿保町 9 番 28 号（秩父市立下郷児童館 2 階）
電話 0494-26-6321 FAX 0494-26-6323
※令和 3 年 8 月（荒川総合支所 2 階より移転）

1 基 本 方 針

秩父市教育研究所は、教育に関する基本的調査並びに教育の理論と実践に関する研究と教育関係職員の研修を行うことを目的として、平成 17 年 4 月 1 日に設置された。

秩父市教育の現状と課題を踏まえ、21 世紀に生きる子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばし、秩父市の未来を担う人材を育成するための教育研究を「秩父市学校教育推進プラン」に基づき推進する。教育研究所条例では、次のような業務が規定されている。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (5) その他教育の充実と振興を図るために必要な事項。

2 組 織 構 成

秩父市教育研究所条例及び同条例施行規則に基づき、所要の職員が配置されている。本年度は、主任指導主事を兼務する所長のほか、学校教育課を兼務する主任指導主事 1 名、指導主事 5 名、主査 1 名の合計 8 名で構成されている。互いに連携を図りながら、学校等への指導業務に当たっている。

このほか、教育研究所内に、秩父市教育相談室が設置され、5 名の教育相談員が児童生徒や保護者への教育相談及び適応指導教室（ひまわり教室）に通級する児童生徒の指導に当たっている。また、埼玉県スクールソーシャルワーカー 1 名、秩父市スクールソーシャルワーカー 5 名（教育相談員と兼務）及び臨床心理士 1 名を配置し、児童生徒や保護者の支援に向けて環境をより改善できるよう、関連機関との連携を図っている。

3 事 業 内 容

(1) 学校訪問等による指導

番号	事業名等	概 要
1	各種学校訪問による学校支援	・時期や目的等により、各学校からの要請に基づき学校を訪問し、学級経営や生徒指導、授業改善、指導力向上等学校の課題解決に向けた取り組みを支援する。

ア 北部教育事務所秩父支所と連携した学校訪問

埼玉県教育局北部教育事務所秩父支所教育支援担当・学力向上推進担当と連携し、教育課程（学習指導・教育計画等）、学校経営等に関する指導・支援を実施する。

イ 学校からの要請による指導訪問

小・中学校、幼稚園からの要請に基づき、各領域、各教科、特別の教科道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間、並びに校内研修テーマに基づく研究・実践への指導・支援を実施する。

ウ 研究指定校・委嘱校等支援

研究指定校・委嘱校としての研究に対して、学校等の要請に応じて指導・支援を実施する。

エ 学力向上に係る指導主事による訪問指導

指導主事が授業を参観し、学力向上の観点から授業改善への指導・助言、支援等を実施する。

(2) 研修会・講座等の開催

ア 教師力向上研修会

番号	事業名等	概要
2	生徒指導育成プログラム研修会	・小・中学校の教員を対象に、様々な活動や学習方法の体験型の研修を実施し、子どもを健全に育成するためのプログラムの習得を目指す。

イ 授業づくり研修講座

番号	事業名等	概要
3	外国語指導助手（ALT）担当者連絡会議	・外国語指導助手（ALT）の各幼稚園、小・中学校における活動及び活動状況について、実践研修及び情報交換等を行うことにより、ALTのより一層の効果的な活用の充実を図る。
4	授業改善事業	・学校研究課題に沿った授業研究会に向け、指導案の検討や研究協議、校内研修等に主体的に関わり本事業協力校に対して学力向上、授業改善等の取組の推進を支援する。

ウ 個を大切に作る研修講座

番号	事業名等	概要
5	生徒指導・教育相談中級研修会	・生徒指導・教育相談の推進者として必要な理論・技法、態度等を習得し、生徒指導の組織と活動の充実に積極的に寄与できる実践力の向上を図る。
6	さわやか相談員研修会	・さわやか相談員と学校職員・家庭・関係機関との連携の進め方や具体的な事例について協議し、さわやか相談員の資質の向上を図る。

エ チャレンジスクール事業

番号	事業名等	概 要
7	理科おもしろ実験教室	・理科を苦手とする児童が増える中で、小学生が、実際に実験や体験をすることにより、理科の本質や魅力に迫り、「理科大好き人間」を育成する。

オ 英語土曜学習事業

番号	事業名等	概 要
8	英語土曜学習 ～Online English Lesson～	・英語の基礎学力の定着・向上を図り、習得した英語の知識を活用する実際の場を設定し、状況や場面に応じて、英語をツールとして使える人材を育成する。

カ 地域教育力活用モデル事業

番号	事業名等	概 要
9	チチブアフター スクールスタディ ～夜勉～	・英検ナイトスクール～夜勉～として地域人材を活用しながら秩父市の子どもたちの英語学習の充実を図り、秩父市内の小・中学生の英語力の底上げを図る。
10	緑化活動推進事業 緑の少年団活動	・令和7年度に秩父で開催される「全国植樹祭」に向け、市内小中学校において緑化教育の活動を推進することで、気運の醸成を図る。

キ 初任者研修・経験者研修

番号	事業名等	概 要
11	初任者研修施設体験研修	・新任教員を対象に、現職研修の一環として、県教委と連携して実施する。市内の施設等における体験研修を通して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

ク その他の事業

12	セーフスクール推進事業	・インターナショナルセーフスクール認証校（秩父第二中学校区（秩父二中、花の木小、南小））3校の活動を、他の市内小中学校に広げ、すべての学校において、児童生徒・教職員・PTA・地域の人たちなどが横断的に協働して、より安全・安心な学校づくりを目指す。
----	-------------	---

(3) 推進委員会の開催

ア 学力向上推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、主幹教諭、教務主任、研究主任等
- 主な活動 各学校の学力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。
学校研究課題や校内研修、各種学校訪問や調査の分析と活用を関連づけ、一体的な取組の推進を図る。
学校間の連携、委員会と部会の連携を強化し、各学校への支援や情報提供、情報共有の機会の充実を図る。
- 実施回数 年間3回

イ 国語部会、算数・数学部会、外国語部会

- 組 織 部会長（教頭）、小・中学校のそれぞれ教科主任等
- 主な活動 それぞれの教科部会を、チチブ・チャレンジ活用班、ICT 活用班、学力調査活用班に分け、授業改善やチチブ・チャレンジ、ICT 等の効果的な活用等の推進を図る。
- 実施回数 必要に応じて適宜実施（各教科部会の全体会を年2回程度）

ウ 体力向上推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、小・中学校の体育主任
- 主な活動 各学校の体力の課題を明確にし、指導方法の工夫改善を図る。ICT を効果的に活用した授業実践や事例研究を推進する。
- 実施回数 年間2回

エ いじめ・不登校対策推進委員会

- 組 織 委員長（校長）、教頭、教育相談担当、生徒指導担当等
- 主な活動 各学校内の組織的な対応のあり方や指導援助の進め方等についてスキルアップを図る。ICT を効果的に活用した授業実践や事例研究を推進する。
- 実施回数 年間3回

(4) 外国語指導助手配置事業

グローバル化に対応した教育施策の一環として、国際理解教育、外国語活動及び英語教育を一層充実するため、市内公立幼稚園、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を9人配置する。幼稚園、小・中学校を9グループに編成し、訪問計画を作成する。

(5) 教育相談事業（P33「教育相談」を参照）

(6) 教育に関する調査・研究

ア 各種教育課題に関する調査・研究

各学校が、児童生徒の学力の向上や体力の向上を図り、いじめや不登校問題の未然防止、早期対応等のために、小・中学校の連携を今まで以上に推進し、さまざまな取組を進めていくことが重要である。そこで、効果的な小・中学校の連携方法や取組について調査・研究を進める。

イ 学力調査結果の分析・研究

国語、算数・数学、外国語の3部会からなる教科部会を組織し、学力調査活用班において全国学力・学習状況調査の結果分析を行い、埼玉県学力・学習状況調査については各教科の担当指導主事において分析を行う。校長会議や学力向上推進委員会において、分析結果やその傾向、対策について情報共有する。また、国語や算数・数学については、抽出した「課題のある問題」を、市内小・中学校と共有し、小学校5・6年生、中学校2・3年生を対象に「評価テスト」を実施する。

ウ その他各種調査の実施

児童生徒の学習状況、学習への取り組み方、学校や家庭生活の状況、及びさまざまな教育活動に対する現状や意識等について、必要に応じて調査を実施し、その結果を今後の教育施策の資料とする。

エ ICT 活用教育の推進のための研究

GIGA スクールに伴い、ICT 機器を活用した学校での利活用に向けて、先進的、具体的な活用事例を中心に研究を進める。また、各学校における円滑な教育活動での活用を実施するための研究・研修を推進する。

オ 紀要及び教育実践・研究集録等の編集・発行

教育研究所の事業内容及び秩父市の学校や教職員の研究・実践の概要を「秩父教育」として編集・発行する。これらの刊行物を各学校及び教育関係機関に配布し、秩父市の教育の発展に資する。



教 育 相 談

1 概 要

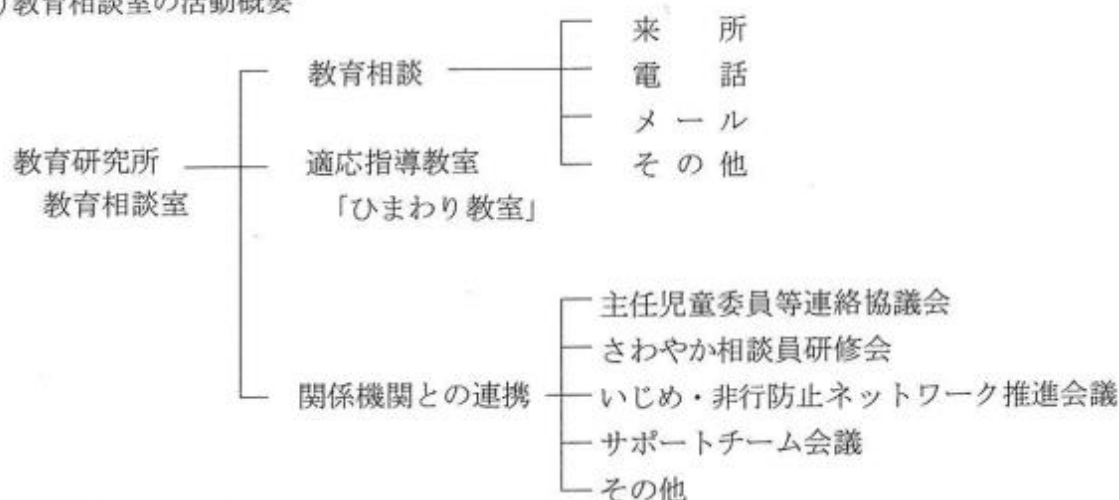
(1) 教育相談室の目的

児童生徒、保護者等の教育上の相談に応じ、悩みや不安を受け止める。
不登校児童生徒の学校復帰への支援・援助を行い、不登校児童生徒を減少させる。

(2) 教育相談室の体制

教育相談員兼秩父市スクールソーシャルワーカー 5名
埼玉県スクールソーシャルワーカー 1名
臨床心理士 1名

(3) 教育相談室の活動概要



(4) 所在地

・秩父市教育相談室 秩父市阿保町9番28号（秩父市立下郷児童館2階）
・「ひまわり教室」 電話 26-6321 FAX 26-6323

※令和3年8月（荒川総合支所2階より移転）

(5) 開設日時

月～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く） 午前9時～午後5時

2 教育相談実施状況

(1) 教育相談件数と延べ教育相談回数の推移

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 件 数	85件	65件	82件	72件	85件
相 談 回 数	1,573回	951回	1,120回	1,612回	2,492回

(2) 令和4年度の教育相談内容

不 登 校	1,489件	学 業 不 振 ・ 学 習 不 安	110件
性 格 ・ 行 動 ・ 友 人 関 係	281件	学 校 定 期 相 談	42件
人 間 関 係 の ト ラ ブ ル ・ い じ め	7件	そ の 他	563件

(3) 令和4年度の形態別教育相談回数

来 所	626回	自 宅 訪 問	0回	他機関との連携	523回
電話・メール	612回	学 校 訪 問	69回	適 応 指 導	662回

3 適応指導教室〔ひまわり教室〕

平成11年度から開設した「適応指導教室」は、「ひまわり教室」として下郷児童館2階へ移転した。不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、自立及び学校生活への対応にかかわる支援・指導を行い、学校への復帰を目指している。また、児童生徒の学習支援の向上にも努め、不登校児童生徒の自立支援に取り組んでいる。

また、令和4年度には、通級した児童・生徒の学習・相談環境を整備するため空調や照明、壁紙や床の貼替え工事等を行った。

○適応指導教室入級者数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小 学 生	1人	0人	3人	3人	6人
中 学 生	10人	3人	0人	6人	10人
合 計	11人	3人	3人	9人	16人



奨学金制度

高等学校、専門学校、各種学校、大学等に入学が決定した方および在学中の方に「奨学金」、大学に入学が決定した学生の保護者の方に「入学準備金」の貸付を行う。いずれも無利子の貸付である。

1 入学準備金

対象および貸付額	大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く） 一時金 100 万円以内
振込時期	入学前の 2～3 月中
償還期間	振込年の 10 月から 4 年以内
借受者	学生の保護者

(1) 申込資格

- ・市内在住の方で市税を滞納していない方
- ・大学に入学が決定（申請は入学予定で可）した学生の保護者で、入学準備金の調達が困難な方
- ・入学準備金に相当する他の費用の貸付を受けていない方
- ・保証人（市内在住で 20 歳以上 60 歳未満）を得られる方

(2) 令和 4 年度貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
入学準備金	3	2,800,000

2 奨学金

	武山育英資金	高山奨学資金	奨学資金
対 象 および 貸付額	高校生：月額 1 万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額 5 万円以内	専門学校生等（准看護学校・看護学校・専修学校・各種学校生、修業年限 2 年以上）：月額 4 万円以内	高校生：月額 2 万円以内 大学生（短大生・高等専門学校生を含み、大学院生は除く）：月額 4 万円以内
振込時期	正規の修学期間内において、毎年 5 月と 10 月に 6 か月分をまとめて振り込み		
償還期間	貸付期間の終了した翌月から 10 年以内	貸付期間の終了した翌月から 8 年以内	貸付期間の終了した翌月から 10 年以内
借受者	学生または生徒	学生	学生または生徒

(1) 申込資格

- ・保護者が市内に在住（武山育英資金及び高山奨学資金については 2 年以上在住）しており、保護者が市税を滞納していない方
- ・学校長の推薦を得られる方
- ・学校に入学が決定し、または在学中で、学資の支出が困難な方
- ・奨学金に相当する他の学資の貸付を受けていない方
- ・保証人（市内在住で 20 歳以上 60 歳未満）を得られる方

(2) 令和 4 年度新規貸付実績

	新規貸付者（人）	貸付額（円）
武山育英資金	8	4,800,000
高山奨学資金	5	2,280,000
奨学資金	3	1,440,000

学 校 保 健

1 就学時の健康診断に関すること

市の教育委員会は学校保健安全法第 11 条に基づいて、就学時の健康診断を行っている。

就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い就学予定者の心身の状況を把握し健康上適切な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資するためのものである。

〈概要〉

1 期間 10 月～11 月上旬

2 場所 市内小学校 13 校

3 対象 小学校への就学予定者

4 検査項目

- (1) 栄養状態
- (2) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常
- (3) 視力及び聴力
- (4) 目の疾病及び異常の有無
- (5) 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- (6) 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- (7) その他の疾病及び異常の有無



歯科健診

2 幼児・児童及び生徒の健康診断に関すること

学校においては、学校保健安全法第 13 条に基づいて毎学年定期的に、幼児・児童及び生徒の健康診断を行っている。定期健康診断の結果に基づき、学校では疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置を取らなければならない。

その検査結果は保護者へ 21 日以内に通知することとなっている。



学 校 給 食

1 学校給食の意義と目標

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、望ましい食習慣を形成し、食事を通して好ましい人間関係の育成に努め、心身の健全な発達に資している。

《目標》

- 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くこと。

2 給 食 施 設

給食調理場 5カ所



【秩父第一小学校共同調理場】

S58.3 建築 面積 431 m² (倉庫 23 m²含む)



【秩父第一中学校共同調理場】

H4.3 建築 面積 716 m²



【荒川共同調理場】

H10.3 建築 面積 517 m²



【原谷小学校共同調理場】

H7.3 建築 面積 367 m²



【北部共同調理場】

H23.3 建築 面積 1,324 m²

3 給 食 数

R5.4.1 現在

調 理 場 名	給 食 数	内 容
秩父第一小学校 共 同 調 理 場	1, 0 2 8	第 一 小 1 6 4 花 小 3 3 8 西 小 3 3 7 南 小 1 8 9
原 谷 小 学 校 共 同 調 理 場	7 8 6	原 谷 小 5 4 0 高 篠 小 2 4 6
秩父第一中学校 共 同 調 理 場	1, 2 0 9	第 一 中 5 8 9 第 二 中 2 5 0 影 森 中 2 1 8 高 篠 中 1 5 2
荒川共同調理場	7 8 0	影 森 小 3 8 0 久 那 小 6 9 荒川東小 1 3 5 荒川西小 5 8 荒 川 中 1 3 1 久 那 幼 7
北部共同調理場	7 2 8	尾田蒔小 1 8 0 尾田蒔中 9 0 大 田 小 1 0 3 大 田 中 6 3 吉 田 小 1 7 8 吉 田 中 1 1 4
調 理 場 合 計	4, 5 3 1	小 学 校 2, 9 1 7 中 学 校 1, 6 0 7 幼 稚 園 7

4 給 食 費

	給食費 (年間食材費)	給食日数	1 食単価
幼稚園	43,200 円	180 回	240 円
小学校 ※	54,000 円	186 回	290 円
中学校 ※	64,500 円	186 回	347 円

※小・中学校の児童生徒には、給食費(年間食材費)に対する助成制度があります。

詳しくは P39「6 学校給食費に対する助成制度について」を参照してください。

5 献 立

1 週間(土・日を除く)の献立内容は、米飯 3 日・パン 2 日(月 2 回めん)となっている。



6 学校給食費に対する助成制度について

【目的】

市は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍している児童又は生徒の保護者に対し、学校給食に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的とする。

・学校給食費の減額

(1) 対象者

- ・ 秩父市に住所を有する、秩父市立小中学校に通っている児童生徒の保護者

(2) 内容

① 減額となる金額

	給食費 (年額)	補助金額 (年額)	保護者負担額 (年額)
小学校	54,000 円	27,000 円	27,000 円
中学校	64,500 円	32,200 円	32,300 円

※次の要件に該当する場合、補助金額が減額となる。

- ・ 国または地方公共団体の負担において、学校給食費の給付を受けている。
- ・ 欠食・停止等の届を提出している。
- ・ 年度途中で転出入している。

② 補助方法

年額より補助金分を差し引いた金額を保護者から徴収する。

・秩父市子育て支援学校給食費補助金

(1) 対象者

- ・ 秩父市に住所を有する、秩父市立小中学校以外の小中学校及び特別支援学校の小・中学部に在籍している児童生徒の保護者

(2) 内容

① 補助金額

小学校 1 人当たり 年額 27,000 円を上限

中学校 1 人当たり 年額 32,200 円を上限

② 補助方法

保護者からの申請（請求）により、保護者の口座に振込する。

※次の要件に該当する場合、補助金額が減額となる。

- ・ 国または地方公共団体の負担において、学校給食費の給付を受けている。
- ・ 欠食等により返金を受けている。
- ・ 年度途中で転出入している。

秩父市立幼稚園概要

久那幼稚園

〒368-0053 秩父市久那 2183 番地 1
 電話・FAX 0494-22-1502
 HP <http://www.city-chichibu.ed.jp/kunakind/>
 E-メール kunakind@city.chichibu.lg.jp



久那幼稚園

教育目標

『 あかるく なかよく げんきよく 』

①あいさつができ 明るい子

- ・家庭、地域、幼稚園等で自分から進んであいさつをする。
- ・人の言葉や話をよく聞き、自分の思ったことや考えを自分の言葉で伝え、互いに喜びをもつ。

②なかよく遊び 思いやりのある子

- ・よいことや悪いことに気付き、考えながら行動する。
- ・様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- ・思いやりをもち優しい心で遊ぶ。

③進んで物事ができる 元気な子

- ・自分の体を十分動かして遊ぶ。
- ・自然体験をとおり、好奇心や思考力をもつ。
- ・数量や文字に関する興味、関心をもち豊かな感覚をもつ。
- ・意欲をもって最後までやり遂げる気持ちをもつ。

◎教育基盤の整備

- ・園児が主体の幼稚園教育の充実
- ・幼稚園と家庭、小学校、教育諸機関、地域とが一体 となった教育環境
- ・保護者や地域から信頼される幼稚園、教職員

経営方針

- ・園児一人一人の主体性を大切にし、生き生きと活動できる園づくりに努める。
- ・小学校教育等までの幼児の発達段階や特性を見通した園づくりに努める。
- ・教職員が互いに尊重し合い、意欲的に仕事ができる園づくりに努める。
- ・小学校等、家庭、地域と連携を深め、地域から信頼される園づくりに努める。
- ・地域の豊かな自然を生かし、安全で教育環境の整った園づくりに努める。

学級編成

R5.5.1 現在

組 名	男児	女児	計
花組（3歳児）	0	0	0
星組（4歳児）	2	1	3
月組（5歳児）	1	0	1

保育時間及び一日の教育活動

9:00～ 9:30	保護者による通園児登園、バス登園・登園時の活動
9:30～11:30	午前の遊び・諸活動
11:30～12:50	給食準備・昼食・給食片付け・歯磨き・室内清掃・休息
12:50～14:15	午後の遊び・諸活動
14:15～14:30	降園準備
14:30～	保護者による通園児降園、バス降園